

五  
議  
事

- |                              |                 |                 |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| (1) 市議陳情隊備<br>議、協議、結果左記、通り決定 | (1) 滝草、向島、葛飾各區  | (1) 井濱、古川、山田、佐藤 |
| (1) 滝草、向島、葛飾各區               | (1) 井濱、古川、山田、佐藤 | (1) 鈴木、植木、闇外一名  |
| (1) 本所、深川各區                  | (1) 綱谷、村山、内田、小林 | (1) 新妻、柳田、猪見、日黒 |
| (1) 荒川、足立各區                  | (1) 綱谷、村山、内田、小林 | (1) 新妻、柳田、猪見、日黒 |

追々本件ハ東九二十九日ヨリ開始シ三日間ニ終了スル予定

六、日本交通後業員組合本部檄發行  
日本交通後業員組合本部ニ在リテハ本日別記ノ通り全後業  
員諸君初任級引上の為めに邁進せよ」ト額スル檄ヲ後行各支  
部ニ發送セリ

1

二

卷之三

指  
令  
第  
二  
十  
二  
號

九月三十日 東京爭議首勝

一、整理事即時撤回市長局並引責辭職要求の大衆動員を決せよ！  
謹停委員會に於て市議會の案は否保したるに非ず承知し、必ずと、言明と  
後に於て行ひ事有る。挑戦的態度は全職場大衆を極度に激化せしめ再度のスト決  
定を求めて以斗争力に満ちてゐる而して議員の不信の言明は社會的輿論と  
益々成等に有利なるべしの委員會に於て市電政同業及暴虐案の徹底的暴露究  
明日中立委員と動ひし某被間の氣運は日に追ひ濃厚となりつゝある監督官にて  
於て市に對する態度は一層硬化し彼等の准一の本方とし又民の権利を代表  
するものとして市會も寧ろその内容が逐次分明し特に社會的輿論の動向に  
動ひされ新次整理案又對半導公下私澤の勢力が臺頭し愈々彼等の本意は近づ  
きつゝある。二、整理案不平據山下又好勢力との煽惑せしめの事は彼等の地  
位を覆す事である。彼等は謹停委員會に於て某被間の某類に依り決定されたと  
して其の決定を無視し案を説く才であらう事は明かである。從つて前後局  
臺等を退散せしめ振り落機因由困難である。前後局長並放つ側面運動日既に指  
令に依り乃はれどもか更に我々日整理事即時撤回市長局の即時引責辭職要  
求の大衆動員を決せし我等の權力で不して一舉に半導山下と市より放逐し不可  
れの如き也。  
九月二十九日午後十一時正期レ市役所にて大衆動員で最も多く  
大衆動員は正々堂々合法的に之を爲し從つて此の動員に依つて電車自動車  
の運轉とは影響せざる様注意する事

に居つて大勢乗車で最も多く  
徒歩での乗員に依つて電車自動車